

令和8年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）議事次第

日 時：令和8年4月10日（金）
午後3時から午後5時まで

会 場：東京都庁第二本庁舎31階
特別会議室27

1 開 会

2 委員紹介

3 事務局職員紹介

4 会長、副会長選出

5 会議運営決定

6 教育委員会挨拶

指 導 部 長

7 議 事

(1) 諮 問

① 教科書の採択方針について

② 教科書調査研究資料について

③ 令和9年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

(2) 採択の制度について

管 理 課 長

(3) 審 議

「教科書の採択方針について」

(4) 答 申

8 事務連絡

管 理 課 長

9 教育委員会挨拶

指 導 部 長

10 閉 会

《参 考》審議会開催予定

東京都教科用図書選定審議会（第2回） 令和8年6月2日（火）午後

東京都教科用図書選定審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

伊崎 みゆき	品川区教育委員会教育長
氏井 初枝	昭島市教育委員会委員
宇田川 裕美	日野市教育委員会教育部参事兼教育指導課長事務取扱
江連 嘉人	東京都公立中学校PTA協議会理事
大川 千章	江戸川区教育委員会事務局教育指導課長
岡田 博史	東大和市教育委員会教育長
工藤 和志	葛飾区立青葉中学校長
桑原 孝太	足立区立鹿浜第一小学校主幹教諭
小林 正人	都立三鷹中等教育学校長(統括校長)
坂口 匡代	江戸川区立瑞江第二中学校主幹教諭
佐藤 浩	日本体育大学教授
執行 純子	大田区立入新井第一小学校長
中田 亮	教育庁都立学校教育部特別支援教育課長
永島 崇子	都立花畑学園校長(統括校長)
日吉 千絵	東京都特別支援学校PTA連合会会長
宮野 将史	清瀬市教育委員会教育支援担当課長兼統括指導主事
武藤 道郎	芝中学高等学校長
村野 一臣	東京学芸大学教職大学院特命教授
矢野 祐子	都立墨東特別支援学校指導教諭
吉田 真理子	洗足学園音楽大学客員教授

東京都教科用図書選定審議会（第1回） 東京都教育庁事務局職員名簿

職 名	名 前
指 導 部 長	山 田 道 人
教 育 改 革 推 進 担 当 部 長 （ 都 立 高 校 改 革 調 整 担 当 部 長 < 指 導 部 高 等 学 校 教 育 指 導 課 長 事 務 取 扱 > 兼 務 ）	小 林 靖
義 務 教 育 指 導 課 長	毛 利 元 一
特 別 支 援 教 育 指 導 課 長	西 岡 陽 子
管 理 課 長	坂 井 良 充

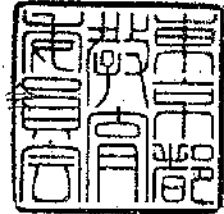


8 教指管第 6 号
令和 8 年 4 月 10 日

東京都教科用図書選定審議会長 殿



東京都教育委員



諮 問

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第 10 条及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行っている。

については、無償措置法第 11 条及び同法施行令第 8 条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書採択について指導、助言又は援助を行うため、下記の事項について諮問する。

記

1 教科書の採択方針について

（理 由）

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

2 教科書調査研究資料について

（理 由）

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

3 令和 9 年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

（理 由）

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。

東京都における教科書制度 (義務教育諸学校)

令和8年4月
東京都教育委員会

概要

- 教科書とは
- 採択とは、採択の仕組み
- 東京都教育委員会の役割
- 東京都教科用図書選定審議会
- 採択等のスケジュール
- 令和8年度に行うべきこと
- 学習者用デジタル教科書
- その他

1 教科書の定義・種類

学校において、教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童・生徒用図書であり、次にあたるもの。

(1) 文部科学省検定済教科書

文部科学省の検定を経て発行される教科書

(2) 文部科学省著作教科書

文部科学省が教科書の著作・編集を行った上で発行される教科書

(例) 高校の農業、工業、看護、特別支援学校用 等

(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書(一般図書)～附則9条本

高等学校、特別支援学校・学級において、文部科学省検定済教科書がない場合など特別な場合には、一般図書(市販の図書、点字図書、拡大図書)を教科書として使用することができる。

(例) 絵本、フランス語の図書 等

2 教科書の採択

(1) 採択とは

学校で使用する教科書を決定すること（採択行為は毎年度実施）

- 種目ごとに1種の教科書を決定する。

（例）「国語」⇒ A者の教科書 「算数」⇒ B者の教科書

- 義務教育諸学校の教科書は、4年間は毎年度同一の教科書を採択する。

※一般図書（附則9条本）は特段の規定なし。

(2) 採択の権限（採択権者）

- 都立学校 : 都教育委員会
- 区市町村立学校 : 各区市町村教育委員会
- 国私立学校 : 各校長

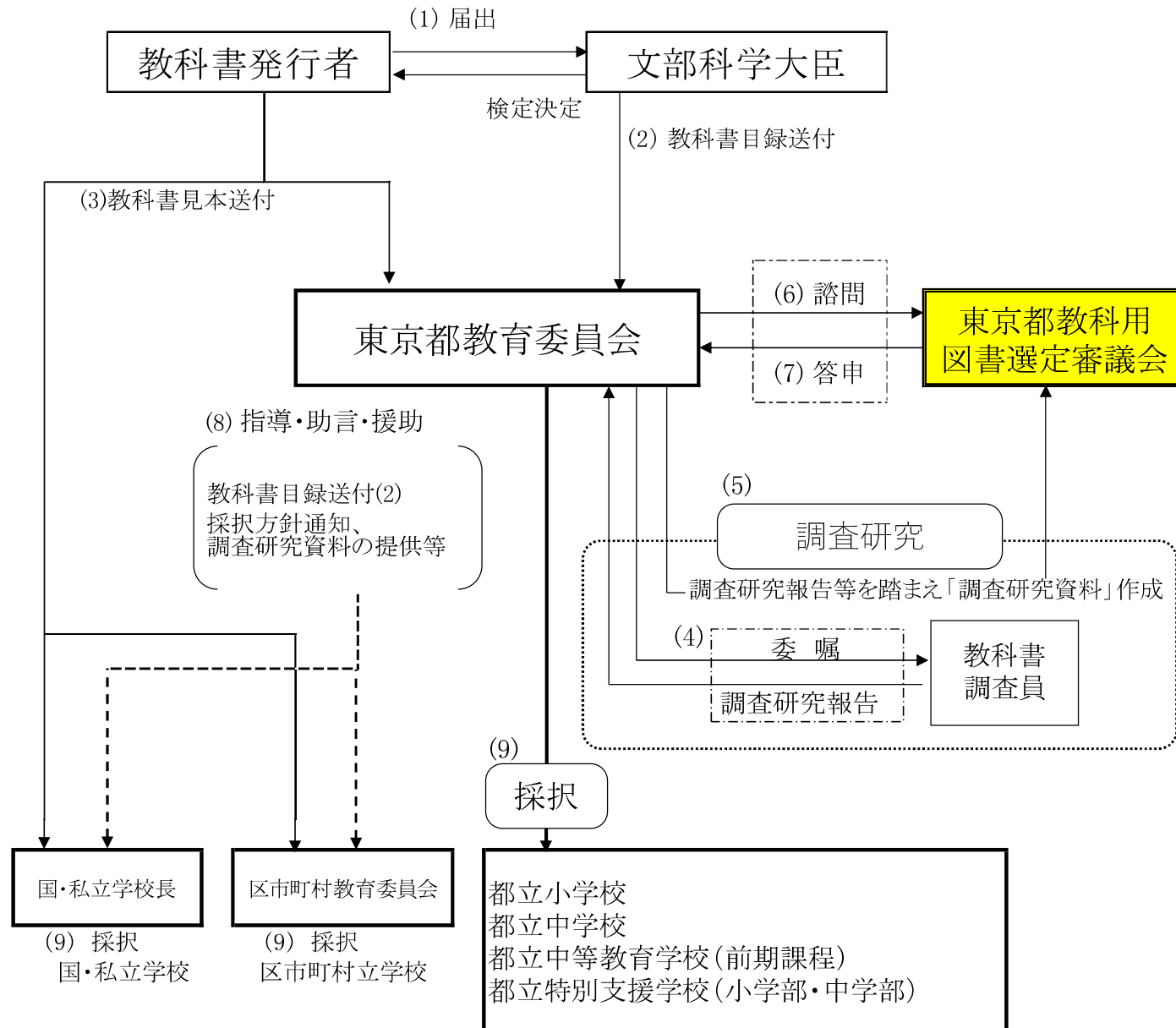
(3) 採択の単位

- 区市町村立学校 : 区市町村ごと
- 都立特別支援学校（小・中学部） : 障害種別ごと（視覚、聴覚、肢体不自由・病弱）
- 都立小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）、国私立学校 : 学校ごと

(4) 採択の時期

- 教科書を使用する年度の**前年度の8月31日まで**に採択する。
- 9月1日以降、採択した教科書が発行されなくなった場合等、新たに採択する必要が生じたときは速やかに採択替えを行う。

3 採択の仕組み(義務教育諸学校)



4 都教育委員会の役割(義務教育諸学校)

- (1) 都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択の適正な実施を図るため、東京都教科用図書選定審議会の意見をきいて、採択方針を定め、教科書の調査研究を計画・実施し、自ら採択を行う。
- (2) 都内の区市町村教育委員会や国私立学校が行う教科書採択に関する事務について、東京都教科用図書選定審議会の意見をきいて、採択方針や調査研究などの適切な指導、助言又は援助を行う。
- (3) 都の区域について、区市町村の区域又はこれらの区域をあわせた地域に教科書採択地区を設定する。
 - ・ 都内の採択地区は 54(一部の町村を除き、区市単位の単独採択地区)
 - ・ 西多摩地区、大島地区、三宅地区、八丈地区の4地区は、複数の町村から構成される共同採択地区

5 東京都教科用図書選定審議会

(1) 性格

義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関して、諮問に応じて調査審議等を行う、都教育委員会の附属機関

(2) 委員の構成

20名(学校関係者7名、教育委員会関係者7名、学識経験者4名、保護者代表2名)

(3) 設置期間

毎年度 4月1日から8月31日まで

(4) 所掌事務

- ・都教育委員会の行う採択方針の作成、調査研究資料の作成、その他指導・助言・援助に関する重要事項
- ・都の設置する義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関する事項

(5) 令和7年度の開催実績

- ・第1回 4月18日
- ・第2回 6月13日

6 採択替え・調査研究の年度

小学校・中学校用教科書は、法令に基づき、原則として4年ごとに採択替えを行う。その際、調査研究を実施している。

一般図書は、毎年度採択替えを行うことができる。表中では、調査研究を実施する年度を示している。

※太線以降は、新学習指導要領の教育課程実施に伴う教科書

※()書きは、採択替えの年度であるが、文部科学省の検定に新たに合格した教科書がなかったもの

(◎:検定 ●:調査研究・採択 ○:使用開始)

学校種別等		年度(西暦)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
小学校	検定		◎				◎				◎	
	調査研究・採択		(●)	●				●				●
	使用開始		○(道徳)	(○)	○				○			
	都立小学校 (R4年度開校)	調査研究・採択				●		●		●(家庭)		
	使用開始					○		○		○(家庭)		
中学校	検定		(◎)	◎	◎(歴史)			◎				
	調査研究・採択		●(道徳)	(●)	●	●(歴史)			●			
	使用開始			○(道徳)	(○)	○	○(歴史)			○		
一般図書	調査研究・採択		●	●	●	●			●	●		
			2年度使用	3~4年度使用	追補版	5~7年度使用			8年度使用	9~11年度使用		

7 令和8年度に行うべきこと(概要)

1 特別支援教育教科書(一般図書)について

特別支援学校(小・中学部)及び小・中学校特別支援学級で使用する一般図書の調査研究に関すること

2 都立の義務教育諸学校で使用する教科書について

※検定済教科書・文科省著作教科書は、令和8年度使用教科書と同じ教科書を採択

(1) 都立小学校・都立中学校・都立中等教育学校(前期課程)で使用する教科書の採択に関すること

(2) 都立特別支援学校(小・中学部)で使用する教科書の採択に関すること

8 学習者用デジタル教科書

1. デジタル教科書とは

- 紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録
※文部科学省の教科書検定を経た紙の教科書の内容と同一のもの
- 紙の教科書に代えて、デジタル教科書を使用することが可能
(デジタル教科書は無償給与の対象外)
(学校教育法第34条第2項、同法施行規則第56条の5第1項)



※画像は文部科学省ホームページより

2. デジタル教科書ならではの特性として期待される点（メリットの例）

- ペア学習やグループ学習の際、デジタル教科書に書き込んだ内容を見せ合うことで、効果的に対話的学びを行うことができる。
- 拡大表示機能で目を近づけなくても細かい箇所まで見ることができる。
- 機械音声読み上げ機能により、読み書きが困難な児童生徒の学習を容易にすることができる。
- デジタル教材との連携がしやすく、動画や音声等を併せて使用することにより、学びの幅を広げたり、内容を深めたりすることが容易になる。

（「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議第一次報告」（令和3年6月）より）

○デジタル教材と連携した使用（例）



※画像は文部科学省ホームページより

3. デジタル教科書に関する国の動向

①令和6年度からのデジタル教科書の導入

●教科・学年を絞って令和6年度から段階的に導入

- ・令和6年度から、**小学校5年生～中学校3年生を対象に「英語」**を導入
- ・その次に現場ニーズの高い**「算数・数学」**を導入する方向

●紙の教科書とデジタル教科書は、**ハイブリッドに活用**

- ・児童生徒の特性や学習内容等に応じて、紙とデジタルを適切に組み合わせて活用

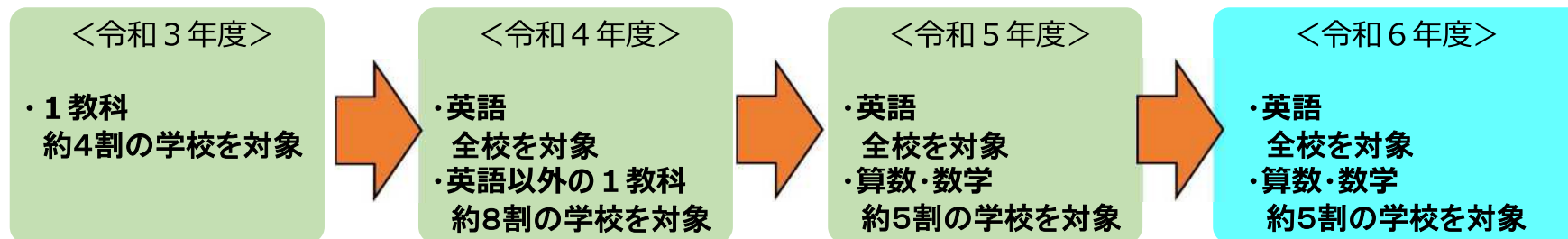
②国による学習者用デジタル教科書の提供

令和3年度より、小・中学校等を対象とし、実証事業としてデジタル教科書を提供し普及促進を実施
令和6年度より、本格導入

【対象校種・学年】

国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年

(義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校(小・中学部を含む。))



※令和8年4月7日に「学校教育法等の一部を改正する法律案」(令和9年4月1日施行予定)が閣議決定され、デジタルな形態を含むものも「教科書」として位置づけ、使用義務や検定・採択・無償給与等の対象となる。12

4. 採択に関する学習者用デジタル教科書の考慮

- 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本
- 令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書を紙の教科書と併せて（文部科学省が）提供しており、
令和5年度の小学校英語の教科書採択及び令和6年度の中学校英語の教科書採択については、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項としている。

※文部科学省通知

「令和6年度使用教科書の採択事務処理について」（令和5年3月31日付4初教科第72号）及び

「令和7年度使用教科書の採択事務処理について」（令和6年3月29日付5初教科第34号）より

■法令

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- 学校教育法、同施行令
- 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律、同施行令
- 教科書の発行に関する臨時措置法
- 都教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例、同審議会規則

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 山口 真佐子

教科書の採択方針について（答申）

令和7年4月18日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和8年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等

を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立小学校の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）の英語の採択に当たって、中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立特別支援学校（小学部・中学部）の英語の採択に当たって、小学校英語及び中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和7年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 中西 郁

教科書の採択方針について（答申）

令和6年4月16日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等

を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立小学校の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）の英語の採択に当たって、中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立特別支援学校（小学部・中学部）の英語の採択に当たって、小学校英語及び中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和6年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。